

クラブ活動で使用する道具等のうち 対象の品目について購入した費用の一部を支給します

小学校のクラブ活動、小中学校の部活動（ジュニアクラブは対象外）で使用する道具等のうち、補助の対象となる品目を現金で購入後、期限までに必要書類を学校へ提出することにより、購入費用の一部を市が定める限度額内で支給します。

1. 支給対象となる購入期限

下記のどちらかになります。

- ① R4.9 以降の継続申請が却下の場合…購入期限は8月31日
- ② R4.9 以降の継続申請が認定の場合…購入期限は12月31日

2. 購入方法

- ①別紙「クラブ活動費補助対象品目」で購入する道具が就学援助費の対象か確認する。
※表にないものは支給対象外です。
- ②現金で購入後、申請する**保護者名又は児童生徒名が書かれた領収書**と**具体的な購入品目が書かれた内訳書（レシート等）**を店舗等から受け取る。
※同じ品目を複数購入した場合、2つ目以降は対象外です。
※購入者名がわからない領収書、具体的な購入品目が書かれていない内訳書（レシート）での申請は受付ができません。購入されたお店にご相談ください。

※クレジットカードでの購入はご遠慮ください。

3. 申請方法及び申請期限 ※申請は1年間で1回限り

クラブ活動費報告書に必要事項を記入し、裏面に上記の**領収書**と**内訳書（レシート等）**を糊づけして、**在籍する学校の指定する締め切りまでに**各学校へ提出してください。
※不正報告があった場合は、以後の認定ができませんのでご注意ください。

4. 支払限度額 ※今年度の限度額は下記のとおり決定しました。（国基準を準用）

令和4年度限度額：小学校 年間 2,760円 中学校 年間 30,150円

※支払限度額を超えた分および補助の対象とならない品目の購入費用は、保護者負担となります。

クラブ活動費の支給例（※購入品目すべてが補助対象品目の場合）

(例) サッカースパイク (7,000円) ユニフォーム上下 (15,000円)、レガース (6,150円)、ソックス (2,000円) を購入した場合 (合計 30,150円)



【購入時】

保護者負担 30,150円

【就学援助費支給時（小学校）】

支給額 2,760円

保護者負担 27,390円

【就学援助費支給時（中学校）】

支給額 30,150円